

令和7年度鳥取県委託事業専門家（アドバイザー）派遣の概要

専門家（アドバイザー）の派遣

1 事業の内容

就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）で働く障がい者が、地域で自立して生活するための所得を確保し、事業所の組織基盤の安定、事業所で働く障がい者及び職員の就労に対する意識向上を図るため各種課題に対応できる専門家等を登録し、以下の業務を行います。

2 実施内容

(1) アドバイザーの主な業務内容

① 事業所への相談対応・課題解決・目標達成のために必要な支援

- ・事業所が抱える個別課題の解決のため、事業所への訪問、オンライン等により、指導・助言を実施します。

例) 自主製品関係：商品の見直し新商品開発、販路拡大

専門的技術習得、作業工程見直し、人材育成

経営基盤安定：経営、会計、事業戦略、中長期事業計画、人材育成

農福連携：自主農業の確立、六次産業化・加工食品開発・販路拡大

その他：助成金等申請支援、地域ネットワーク形成など

- ・事前に派遣計画を作成し、事業所とアドバイザー双方で共有する

※派遣期間、回数等については必要に応じて調整します。

- ・期間中は支援実施内容を文書化し、課題、改善事項、提案内容等を明確に伝達し、フォローを実施します。

(2) アドバイザーは次の専門家を登録しています。

- 中小企業診断士・有識者（経営戦略・事業計画作成支援、創業支援、販売・マーケティング、農福連携、人材育成等）
- プランナー（プランニング・商品企画・開発、商品パッケージ/プロモーション等）
- 技術者（菓子・パン製造等の技術専門家）
- 障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業の関係者等
- 上記アドバイザーで対応できない場合は商工団体や産業振興機構等の協力を得て、新たに登録し、派遣します。

3 対象の事業所

就労継続支援A型・B型事業所

4 派遣の流れ

① 事業所申し込み提出⇒センタースタッフヒヤリング⇒派遣の有無検討

② 派遣ありの場合

専門家の選定（マッチング）⇒派遣計画の作成（回数期間は要相談）⇒派遣の実施⇒報告書の提出⇒成果等の評価

* 専門家について事業所推薦も可

③ 派遣なしの場合

センタースタッフでフォローアップ、場合により他機関のアドバイザー等紹介